

PTA総合補償制度について

PTA会員の皆さまには、日頃よりPTA活動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。
今年度も「PTA総合補償制度」の更新手続きが済みましたことをご報告いたします。

保険期間

- ・2021年7月1日午後4時から2022年7月1日午後4時まで

補償内容

PTAの主催・共催する行事における

- ・PTA会員（保護者・教職員）等の傷害事故に対して（保険の対象となる方は、裏面参照）
- ・児童・生徒の傷害事故に対して
- ・法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して

※PTA行事や委員会等活動に参加中（自宅からの往復中を含む）の事故やケガ、熱中症なども補償の対象となる場合があります。詳しくはPTA役員までお問い合わせください。

保険金額と保険料

- ・PTA団体傷害保険（Bプラン） + PTA賠償責任保険（オプションプラン）

	補償内容	Bプラン
傷害 (ケガ)	死亡保険金	279万円
	後遺障害保険金（障害等級により）	11.16～279万円
	入院保険金 日額（180日限度）	3,000円
	手術保険金 ※1事故につき1回 （手術の際の入院の有無によって）	入院保険金（日額）の 入院中10倍・入院中以外5倍
	通院保険金 日額（90日限度）	2,000円
制度掛金（保険料・1世帯あたり）		90円
賠償責任	対人賠償（自己負担額：1千円）	1回の事故につき1名あたり支払限度額 5,000万円
	提供飲食物危険補償	1事故あたり支払限度額 2億円
	対物賠償（自己負担額：1千円）	1回の事故につき1事故あたり支払限度額 5,000万円
弁護士費用	保管物賠償（自己負担額：5千円）	1回の事故につき1事故あたり支払限度額 10万円
		保険期間中支払限度額 500万円
制度掛金（保険料・児童1名あたり）	弁護士費用	1回の事故につき1事故あたり支払限度額 100万円
		保険期間中支払限度額 1億円
制度掛金（保険料・児童1名あたり）		11円

事故が発生した際の手続き

- ・必要書類を**30日以内**に提出する必要がありますので、事故発生後は速やかに学校までご連絡ください。
※詳しい資料はPTA会議室にて閲覧できます。ご希望の方はPTA役員までお申し出ください。

PTA総合補償制度 ご加入のご案内

PTA活動の安心のために

PTA総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員（保護者・教職員）等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷 害（PTA団体傷害保険）

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



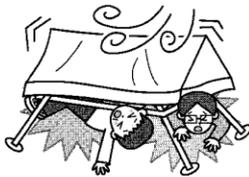
被保険者（保険の対象となる方）

- PTA会員（保護者・教職員）およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事（*1）への参加が事前にPTAより認められている方

（*1）PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称のいかんを問いません）にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

賠 償（PTA賠償責任保険）

対人 来賓にケガをさせた



対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



オプション補償 提供飲食物

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った



オプション補償 法律相談・クレーム対応費用

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした

弁護士相談・弁護士紹介サービス
PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。



ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項（「契約概要」・「注意喚起情報」）が記載されていますので、必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」等）が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。